

防衛大学校達第 6 号

防衛大学校におけるエックス線等装置に係る放射線障害の防止に関する達を次のように定める。

令和元年 8 月 6 日

防衛大学校長 國分 良成

防衛大学校におけるエックス線等装置に係る放射線障害の防止  
に関する達

改 令和 2 年 12 月 22 日防衛大学校達第 23 号

(目的)

第 1 条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）におけるエックス線等装置（第 3 条第 2 号に規定するエックス線等装置をいう。以下同じ）の取扱い及び管理に関する事項を定め、これにより放射線障害の発生を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この達は、大学校に設置されたエックス線等装置を管理又は使用するすべての者に適用する。

(定義)

第 3 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エックス線等 1MeV 未満のエックス線及び 1MeV 未満の電子線をいう。
- (2) エックス線等装置 エックス線等を発生する装置（診療用エックス線装置を除く。）をいう。

(委員会)

第 4 条 放射線障害の防止に関する必要な事項は、「放射性物質管理委員会の設置について」（防大教第 8 1 6 号。1 5. 7. 3）による放射性物質管理委員会（以下「管理委員会」という。）において審議するものとする。

(管理責任者)

第 5 条 エックス線等装置を管理する者として管理責任者を置く。

2 管理責任者は、エックス線等装置を管理する学群の長（共同利用器材に係る

エックス線等装置については、教務部長）をもって充てる。

3 管理責任者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 第6条に規定する管理主任者及び第7条に規定する作業責任者の指名
- (2) 作業責任者、第8条に規定する業務従事者及びその他大学校に設置されたエックス線等装置を使用する者（以下「エックス線等装置使用者」という。）の教育及び訓練の計画立案及び実施
- (3) 管理主任者、作業責任者及び業務従事者に対する健康診断の計画立案及び調整
- (4) 記帳・記録の管理及び保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、放射線障害の防止に必要な措置  
(管理主任者)

第6条 放射線障害発生の防止について監督を行う者として、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第46条の規定に準じて、管理区域（第10条に規定する管理区域をいう。以下同じ）ごとに管理主任者を置く。

2 管理主任者は、放射線取扱主任者又はエックス線作業主任者の免状を有する職員のうちから管理責任者により指名された者をもって充てる。

3 管理主任者は、管理責任者の命を受け、次に掲げる業務を行う。

- (1) エックス線等装置の設置及び使用に関する法令等への適合性の確認
- (2) 異常及び事故の原因調査への参画
- (3) 管理責任者に対する意見の具申
- (4) 作業責任者の指導監督
- (5) その他放射線障害の発生の防止に必要な措置

4 管理主任者となる資格を有する職員がいない場合は、防衛大学校放射線障害防止等に関する達（平成15年防衛大学校達第8号）第6条に定める主任者及び主任者代理に管理主任者の業務を代行させることができる。

(作業責任者)

第7条 第10条に規定する管理区域の有無に関わらず、放射線障害発生の防止について必要な事項を処理するものとして作業責任者を置く。

2 作業責任者は、エックス線等装置ごとに、エックス線等装置使用者のうちから管理責任者が指名する者をもって充てる。

3 作業責任者は、管理主任者の指導のもとに、エックス線等装置ごと次に掲げる業務を行う。

- (1) エックス線等装置使用者に対し、管理主任者が放射線障害の防止のために行う指示等の指導
- (2) 放射線作業の安全に係る技術的事項の指導
- (3) エックス線等装置使用者の使用状況及び放射線被ばくの管理

(4) 前各号に掲げるもののほか、放射線障害の防止に必要な措置  
(業務従事者)

第8条 管理責任者は、管理区域に立ち入りエックス線等装置の使用又はエックス線等の発生を伴う検査に従事する者を、業務従事者として登録しなければならない。

2 登録できる者は、第18条に規定する教育及び訓練並びに第19条に規定する健康診断を終了した者とする。

3 登録は、その年度内限り有効とし、更に取扱業務を継続しようとする者は、登録の更新を行わなければならない。

4 管理責任者は、業務従事者がこの達に違反した場合又は業務従事者として不適格であると認められた場合には、当該業務従事者の所属する学群の長と協議のうえ、管理委員会の承認を得て、登録を取り消し、又は一定期間取扱業務に従事させないことができる。

(エックス線等装置の届出)

第9条 作業責任者は、エックス線等装置（電子顕微鏡を除く。）を設置し、変更し、又は廃止したときは、別記様式により作業責任者が所属する学科等の長を通じて、管理責任者に届け出なければならない。ただし、共同利用器材に係るエックス線等装置に置かれた作業責任者は、直接第5条第2項括弧書きに示す管理責任者に届け出るものとする。

(管理区域)

第10条 管理責任者は、放射線障害の発生の防止のため、人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）第3条第3項の規定に準じて、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定し、標識によって明示しなければならない。

2 作業責任者は、次に掲げる者以外の者を管理区域内に立ち入らせてはならない。

(1) 業務従事者

(2) 見学等で一時立入者として管理責任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第11条 管理区域に立ち入る者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 管理区域に立ち入るときは、所定の記録簿に必要事項を記入すること

(2) 個人被ばく線量計等を指定された部位（男子は胸部、女子は腹部、その他必要とする部位）に装着すること。

(3) 業務従事者は、管理責任者、管理主任者及び作業責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従う

こと。

- (4) 一時立入者は、前号のほか、業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- (5) 必要な保護具等を着用すること。
- (6) 被ばくの恐れのある場合又は装置に異常が認められる場合は、直ちに管理責任者及び管理主任者に連絡し、その指示に従うこと。

2 管理責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。

(エックス線等装置室の表示)

第12条 作業責任者は、エックス線等装置を設置した室（以下「エックス線等装置室」という。）の入口に、次に掲げる事項を表示する標識を掲げなければならない。

- (1) エックス線等装置室であること。
- (2) エックス線等装置室内に設置されているエックス線等装置の種類

2 作業責任者は、必要のある職員及び学生以外の者をエックス線等装置室内に立ち入らせてはならない。

(警報装置)

第13条 作業責任者は、次の各号に掲げる場合にその旨を自動的に警報する装置を当該各号に掲げる装置のある場所の入口に設けなければならない。ただし、定格管電圧が150kV以下のエックス線等装置を使用する場合には、自動警報装置以外の警報装置とすることができる。

- (1) エックス線等装置に電力が供給されている場合
- (2) エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線等の発生を伴うこれらの検査を行う装置に電力が供給されている場合

(定期検査)

第14条 管理責任者は、エックス線等装置（定格加速電圧が100kV未満の電子顕微鏡を除く。）について、初めて使用するとき及びその後1年を超えない年度ごとに少なくとも1回、定期検査を行わなければならない。

- 2 管理責任者は前項の検査について記録を作成しなければならない。
- 3 第1項の検査及び前項の記録に関し必要な事項は管理責任者が別に定める。
- 4 管理責任者は、第1項の検査の実施を作業責任者に委任することができる。

(放射線測定器等の保守)

第15条 作業責任者は、サーベイメーター、個人用被ばく測定器その他の安全管理に係る放射線測定器等について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第16条 管理責任者は、管理区域内及び管理区域の外側の外部放射線による放射線量の測定を行わなければならない。

2 放射線量の測定は、1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うこと。ただし、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量について行うこと。

3 第1項に基づく測定の実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては1月（使用の方法及び遮へい物の位置を一定にしてエックス線等装置を固定して使用する場合は半年）を超えない期間ごとに1回行わなければならない。

4 前項により実施した測定の結果は、次に掲げる項目について記録しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定した者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び型式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

5 管理責任者は、第1項により行う測定においてその測定値が異常に変化するか又は限度値を超えた場合には、直ちにその旨を管理主任者に報告しなければならない。

6 第4項の記録は、管理責任者が5年間保存する。

（個人被ばく線量の測定）

第17条 管理区域に立ち入った者の受けた被ばく線量の測定は、人事院規則10－5（職員の放射線障害の防止）第5条に規定する測定要領に準じて行う。

2 前項の記録は管理責任者が保存する。

（教育及び訓練）

第18条 管理責任者は、作業責任者、業務従事者に対する教育及び訓練の他、エックス線等装置使用者又はエックス線等の発生を伴う検査に従事する者に対し、この達の周知等を含む放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を行わなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は、次に定めるところによる。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア 管理区域に立ち入る前及びエックス線等装置使用の開始前

イ 管理区域に立ち入った後及びエックス線等装置使用の開始後の1年を超えない年度ごと

(2) 教育及び訓練は、次に掲げる項目について実施する。

ア 放射線の人体に与える影響及び放射線障害の防止に関すること。

イ エックス線等装置の取扱いに関すること。

ウ エックス線等による障害の防止に関する法令

3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目に係わる教育を省略することができる。

4 管理責任者は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合には、当該立入者に対して放射線障害の発生防止に必要な注意事項を熟知させなければならない。

5 管理責任者は、第1項の教育及び訓練の実施を作業責任者に委任することができる。

(健康診断)

第19条 管理主任者、作業責任者及び業務従事者の健康診断は、防衛省職員の健康管理に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第31号)第12条に基づき行う。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第20条 管理責任者は、エックス線等装置による放射線障害が発生又は発生したおそれのある場合には、衛生課健康管理室長及び管理主任者と協議し、その結果を管理委員会に報告するものとする。

2 管理委員会委員長は、放射線障害の程度に応じ、被ばく時間の短縮、管理区域への立ち入りの禁止、配置転換等の健康の保持に必要な措置を学校長に具申しなければならない。

3 学校長は前項の具申があった場合、適切な措置を講じなければならない。

(報告)

第21条 次に掲げる事態の発生を発見した者は、直ちに管理責任者に通報しなければならない。

(1) 実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれがある被ばくがあったとき。

(2) 前号のほか放射線障害が発生し又は発生するおそれがある場合

2 前項の報告を受けた管理責任者は、その状況及び措置について速やかに学校長に報告しなければならない。

(委任規定)

第22条 この達に定めるもののほか、エックス線等装置に係る放射線障害の

防止に関し必要な細部事項は、教務部長が定める。

附 則

この達は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日防衛大学校達第23号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

エックス線等装置( 設置 ・ 変更 ・ 廃止 )届

管理責任者(所属学群長等) 殿

学科長等氏名

作業責任者 官職・氏名

|               |                        |
|---------------|------------------------|
| 設置場所          |                        |
| 使用の目的         |                        |
| 使用開始(廃止)年月日   |                        |
| 使用予定日数等       | 1月当たり 日 1日当たり 時間       |
| エックス線等装置      | 登録番号:                  |
|               | 種類:                    |
|               | 型式:                    |
| 性 能           | 管電圧 最高使用値: 通常使用値:      |
|               | 管電流 最高使用値: 通常使用値:      |
| 附属装置          |                        |
| エックス線等装置室     | 警報装置の種類及び概要:           |
|               | 標識の概要:                 |
|               | 室の出入口: 人が通常出入りする出入口 箇所 |
| 管理区域          | 管理区域の有無: 管理区域( 有 無 )   |
|               | 境界に設けているさく等の概要:        |
|               | 標識の取付け場所:              |
| 放射線測定器の種類及び型式 |                        |
| 検査結果の概要       |                        |

注: 本様式は、電子メール等により、学科長等の許可を得てから届出するものとする。



## 記入要領等

- 1 「設置・変更・廃止」の部分は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 2 廃止の届出を行う場合には「使用開始(廃止)年月日」、「種類」及び「型式」の欄のみ記入すること。
- 3 「使用の目的」の欄には、主たる使用の目的を記入すること。
- 4 「使用開始(廃止)年月日」の欄には、次の場合に応じ、それぞれ次に掲げる日を記入すること。
  - (1) 設置の場合 エックス線等装置を初めて使用することとなった日
  - (2) 変更の場合 エックス線等装置を変更した後、初めて使用することとなった日
  - (3) 廃止の場合 エックス線等装置を廃止した日
- 5 「登録番号」の欄には、他の装置と識別できるように任意の番号を付して記入すること。  
また、当該装置に表示すること。(例:NDA-O-1)
- 6 「種類」の欄には、エックス線撮影装置、エックス線照射装置等の種類を記入すること。
- 7 「型式」の欄には、当該エックス線等装置の製造業者が使用している型式及び当該製造業者名を記入すること。
- 8 「性能」の欄には、それぞれ次の要領で記入すること。
  - (1) 管電圧 最高使用値には定格管電圧の値を記入し、通常使用値には最も多く使用することとなる管電圧の値を記入すること。
  - (2) 管電流 最高使用値には定格管電流の値を記入し、通常使用値には最も多く使用することとなる管電流の値を記入すること。
- 9 「附属装置」の欄には、エックス線等装置本体以外のもので当該エックス線等装置に付設された装置の名称を記入すること。
- 10 「放射線測定器の種類及び型式」の欄には、漏えい放射線の検査に用いる放射線測定器の種類及び型式を記入すること。
- 11 届出の際は、エックス線等装置の写真を添付すること。